

南部町森林整備計画

計画期間 自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 1 2 年 3 月 3 1 日

山 梨 県

南 部 町

目次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・・・・・・・・	1-
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
	(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
	(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施策の推進方策	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林整備に関する事項・・・・・・・・・・	5-
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）・・・・・・	5-
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項・・・・・・・・・・	6-
1	人工造林に関する事項	
	(1) 人工造林の対象樹種	
	(2) 人工造林の標準的な方法	
	ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数	
	イ その他人工造林の方法	
	(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2	天然更新に関する事項	
	(1) 天然更新の対象樹種	
	(2) 天然更新の標準的な方法	
	ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数	
	イ 天然更新補助作業の標準的な方法	
	ウ その他天然更新の方法	
	(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
	(1) 造林の対象樹種	
	ア 人工造林の場合	
	イ 天然更新の場合	
	(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準・・	10-
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
	(1) 間伐及び保育の基準	
	(2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安	
	(3) 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・	13-
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
	(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
	ア 区域の設定	
	イ 施業の方法	

	(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
	ア 区域の設定	
	イ 施業の方法	
	2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
	(1) 区域の設定	
	(2) 施業の方法	
	3 その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・	-19-
	1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
	2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
	3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
	4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
	5 その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・	-20-
	1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
	2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
	3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
	4 その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・	-21-
	1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
	2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
	3 作業路網の整備に関する事項	
	(1) 基幹路網に関する事項	
	ア 基幹路網の作設に係る留意点	
	イ 基幹路網の整備計画	
	ウ 基幹路網の維持管理に関する事項	
	(2) 細部路網に関する事項	
	ア 細部路網の作設に係る留意点	
	イ 細部路網の維持管理に関する事項	
	4 その他必要な事項	
第8	その他必要な事項・・・・・・・・・・	-25-
	1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向	
	(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策	
	(3) 林業経営体の体質強化方策	
	2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
	(1) 林業機械化の促進方向	
	(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	
	(3) 林業機械化の促進方策	
	3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
Ⅲ	森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・	-28-
第1	鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・	-28-
	1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止の方法	
	ア 植栽木の保護措置	
	イ 捕獲	

2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	29-
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
(1)	森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	
(2)	その他	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
(1)	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2)	その他	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	30-
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	
(1)	森林保健施設の整備	
(2)	立木の期待平均樹高	
4	その他必要な事項	
V	その他森林の整備のために必要な事項	30-
1	森林経営計画の作成に関する事項	
(1)	路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域	
(2)	その他	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	
(1)	法令等により施業について制限を設けている森林の施業方法	
(2)	森林施業の技術及び知識の普及・指導	
(3)	町有林の整備について	
(4)	公民連携木質バイオマスガス化発電事業について	
(5)	森林化した農地について	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、山梨県の最南端に位置し東部は御坂山系の天子ヶ岳(1330m)、思親山(1030.9m)白水山(811.6m)、西部は十枚山(1726m)、篠井山(1394.4m)、貫ヶ岳(897.0m)赤石山系が縦断している。この山並みを水源とする富士川が町の中央を南北に流れており、富士川とその支流沿いに耕作地が開け、集落が形成され、静岡県に接する県境の町である。気候は山梨県で最も温暖で気温は年平均15℃、年間降水量2500mm前後と県内では多雨地帯である。

本町の総面積は20,087haであり、森林に恵まれており、森林面積は17,629haで、総面積の約88%を占めている。民有林面積は、15,410ha(独立行政法人264ha、県有林2,588ha、町有林1,469ha、財産区有林102ha、私有林10,987ha)で、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は10,884haであり、人工林率71%で県平均をかなり上回っている。人工林は伐期の長期化により8齢級以上の林分が10,368haで95%と多くを占めており、今後高齢級間伐を早急かつ計画的に実施していくことが重要である。

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

森林所有者の林業経営に対する意欲の低下や、相続未登記等の理由から、森林を集約化することが困難である事等が影響して森林整備が進まない状況であり、道路沿線や人家・公共施設周辺の森林では台風の大型化等により風倒木被害の危険性が高まり、里山が藪になったため景観の悪化や農地周辺にシカやイノシシ等が定着し農林業被害が常態化する等、森林が有する公益的機能の低下に加えて生活環境に影響を及ぼす問題が発生している。

たけのこは本町の特産品であるが、生産者の高齢化や後継者不足により放置竹林が増加しており、たけのこの生産量の減少、人工林への侵入、災害防止機能の低下といった問題が発生している。

町全体は昔からスギ、ヒノキの造林が盛んに行われており、齢級構成も他の市町村から比べて高いため、今後木材生産を進めて林業を活性化するためには、林道・林業専用道・森林作業道の路網整備を推進し、高性能林業機械を活用し、利用間伐及び皆伐・再造林等の森林整備を推進し、併せて南部拠点施設を中心に町産材の需要拡大に積極的に取り組んでいく必要がある。

公民連携木質バイオマスガス化発電事業は、南部町内のアルカディア南部総合公園スポーツセンターの敷地内に、民間企業により木質バイオマスガス化発電施設(熱分解方式)を建設し、豊かな森林資源を有する南部町及び近隣地域から間伐材由来の木質バイオマス資源を調達して発電事業を行いつつ、発電工程で得られる排熱はスポーツセンター内に併設されている温水プールの保温用熱源、並びに間伐材由来の木質チップの乾燥用熱源として発電所内で利活用され、災害時には木質バイオマスガス化発電施設から電気を送電する「非常用電源」の仕組みも取り入れる計画となっている。当事業の燃料となる未利用材を安定的に確保する必要がある。

東部内船地区の森林文化の森「思親山」周辺では、自然景観に優れ東海自然歩道を散策しながら、県有林内において森林(体験・ふれあい・まなびの3ゾーン)を体験し自然を堪能することができ、今後なお一層多目的に活用される事が期待できる。

西部の奥山地区においても同様に天然性広葉樹林が広く存し、溪谷や滝など見所満載な場所があり、特に森・川・温泉を結びつけた森林とのふれあいの場所として町有林を拠点とした町民参加の森づくりを展開していく。

2 森林整備の基本的方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、森林施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

具体的には、水源の涵養、山地災害の防止、土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全又は木材生産の各機能の発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮した森林整備を行う観点から、それぞれの森林が発揮することを期待されている機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとする。

①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物資の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

⑤文化機能

史跡・名称と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成された成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等の防止対策や

森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

また、上記の機能に加え生活環境に影響を及ぼす森林については、道路沿いや人家・公共施設周辺の森林は樹木の根系が発達し立木の倒伏の危険が少ない森林とし、藪になった里山の森林は林内が明るくて見通しが良く、特に農地周辺では耕作放棄地の対策等とも連携して獣害を防ぐ緩衝帯となる森林の整備を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

①水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を実施する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

②山地災害防止機能／土壤保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮したうえで、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の適切な管理を推進することとする。

④保健・レクリエーション機能

住民に憩いの場と学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦木材生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間

伐の実施をする。この場合、木材資源を需要に応じて安定的に供給するために、積極的に施業の集約化や作業路網の開設、機械化を通じた効率的な森林整備の実施を図るものとする。

上記の諸機能に加え生活環境に影響を及ぼす森林については、道路沿いや人家・公共施設周辺の森林は間伐及び高齢化し樹高の高くなった林分の積極的な更新を図り、藪になった里山の森林は除伐、間伐等を実施することにより、安全な生活環境の整備、美しい里山の景観形成、農林業等の環境整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、町内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。また、森林整備を行うべき森林の所有者及び境界が不明確である事が面的な森林施業の集約化の促進を困難にしている。

そのため、フォレスター、森林施業プランナー、県、森林組合等の林業経営体、森林所有者、町等で相互に連絡を密にして、森林所有者及び森林境界の明確化、意欲と能力のある林業経営体等による森林施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

森林施業の中心になる森林組合等の林業経営体は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。

一方、林道や林業専用道からの距離が短い森林については、森林作業道等(搬出路)の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き切りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道への転換を図る。

主伐後の伐採跡地はこれまで人工植栽を基本としてきたが、造林コストの縮減等や多様な森林の造成の観点から、天然力を活用した更新も実施する。

人工植栽地については、その後適時適切な間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合を中心に森林所有者、フォレスター、森林施業プランナー、林業普及指導員、県林務環境事務所職員、町林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。

さらには、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	ア カ マ ツ	カ ラ マ ツ	モミ・ シラハ	その他 針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本町全域	40	45	40	40	50	70	30	15	50

※ 標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新(伐採跡地が再び立木地となること)を伴う伐であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保存帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率のよることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案すること。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努めること。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を参考にすること。

樹 種	生産目標	期待径級 (cm)	主伐の時期 (年)
ス ギ	普 通 材	2 4	4 0
	大 径 材	3 6	8 0
ヒノキ	普 通 材	2 2	4 5
	大 径 材	3 0	9 0
アカマツ	普 通 材	2 4	4 0
	大 径 材	3 4	8 0
カラマツ	普 通 材	2 2	4 0
	大 径 材	2 6	8 0

3 その他必要な事項

- ① 木材生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することをその主な目的としており、継続的に伐採を行い、木材を生産する必要がある。一方で、木材生産機能維持増進森林に指定されている森林においても、林地崩壊や流木被害のおそれがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を選択するものとする。
- ② 林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の残存に配慮する。また、人工林については強度の抜き切りを実施すること等により針広混交林化、広葉樹林化を図るものとする。
- ③ 河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めることとする。
- ④ 伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分に留意することとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、広葉樹（高木性）

※上に定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

なお、スギを植栽場合は花粉症対策苗木の利用に努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の対象樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既住の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽する。人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数は次のとおり定める。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000～4,000	
ヒノキ		3,000～4,000	
アカマツ		4,000	
カラマツ		2,000～3,000	
シラベ・モミ		3,000	
広葉樹(高木性)		3,000～6,000	

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽すること。

また、定められた標準的な植栽本数と大幅に異なる本数を植栽しようとする場合又は低密度植栽(疎仕立て)を実施する場合は、林業普及指導員又は町の林務担当者とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。 傾斜地では、表層土壌の浸食、流亡を抑えるため、「筋刈り地拵え」もしくは全刈り地拵えの場合は刈払った末木枝条を等高線に沿って筋状にまとめて配置する「筋置き地拵え」を行う。 低コスト造林の機械地拵えでは、集材等で使用したグラップル等の機械により末木枝条等を整理し植栽場所を確保するなど、造林・保育作業の低コスト化を図る。
植え付けの方法	植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では上下方向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。 (1) 裸苗を植栽する場合 活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに生育させるために、次のように丁寧に植栽する。 ①地被物を表土が出るまで取り除く。②植穴を中央より下側に掘り、掘った土

	で平らな台をつくる③覆土を穴の上から崩して被せる④土を踏み固めて植えたあとを平らにする。⑤土壌の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる。 (2)ポット苗を植栽する場合 ポットをつけたまま植栽する場合(ジフィーポット等)は、ポット内の土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度までの深さで植栽する。ポットを外して植栽する場合(プラスチックポット等)は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じになるように植栽する。 その他、植栽木に対する獣害のおそれのある場合は、適宜、防護柵、ネット等の被害対策を実施する。 (3)コンテナ苗を植栽する場合 植栽する深さは、基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出る位にする。乾燥が懸念される場合は、植栽後の根鉢上に軽く土をかける。 (4)その他 植栽木に対する獣害のおそれのある場合は、適宜、防護柵、ネット等の被害対策を実施する。
植栽の時期	裸苗を植栽する場合は、根が成長を開始し、芽がまだ開かない早春が最適である。遅くとも梅雨入り前までに行うことが望ましい。 ポット苗・コンテナ苗を植栽する場合は、植栽の時期は、厳冬期・乾燥期を除けば時期を選ばない。

※上記の表による標準的な方法によるものの他、状況に応じてコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入を検討し、低コスト化に努める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、クヌギ、コナラ、その他広葉樹（高木性）
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、ミズナラ、クリ、ケヤキ、ホオノキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹種	10,000本/ha

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上のものに限る。)を成立させることとする。天然更新の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、概ね50cmとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる2～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立て本数2～3本を目安としてぼう芽の整理を行う。
植込み	地表処理、刈り出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の育成が見込めない場合、若しくはぼう芽更新のみでは、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合は、経営目標を勘案したうえで確実に更新が図られる樹種を選定して必要な本数の植え込みを行う。 なお、ぼう芽力は3代目くらいから低下するため、2回ぼう芽更新をした後は苗木植栽による更新を行うことが望ましい。

ウ その他天然更新の方法

更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により天然更新の完了の確認を行う。更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

天然更新完了の判断基準

第2の1の(1)で定める天然更新対象樹種の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齡林分については第2の2の(2)で定める期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。

なお、天然更新調査の方法は、平成24年3月林野庁計画課作成の「天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)」による。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、第2の2の(2)に定める期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数とする。(ただし草丈に一定以上の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施するものとする。

なお、間伐については、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することであり、材積に係る伐採率が35%以下で、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

植栽 樹種	施業 体系	植栽本 数 (本/ ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法（％、本）		
			初回	2回 目	3回 目	4回 目 以降	間伐率（本数）（％） 間伐本数（本）		
							初回	2回	3回
スギ	中仕 立て (一般材)	3,000	14～18	19～26	27～32		(20～30) 550～750	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500

	生産) (長伐期 施業)					長 伐 期 施 業			
スギ	中仕 立て (省力化施 業)	3,000	18～22	28～32	長伐期 施業		(30～40) 800～1,000	(35～40) 600～800	
ヒノキ	中仕 立て (一般材生 産) (長伐期施 業)	3,000	16～22	23～29	30～36		(15～25) 400～600	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
ヒノキ	中仕 立て (省力化施 業)	3,000	18～24	30～36	長伐期 施業		(20～35) 600～800	(30～40) 500～700	
アカ マツ	中仕 立て (一般材 生産) (長伐期 施業)	4,000	16～ 20	21～26	27～32		(20～30) 700～900	(30～40) 600～800	(30～40) 300～500
カラ マツ	中仕 立て (一般材 生産) (長伐期 施業)	3,000	14～ 18	19～26	27～32		(25～35) 700～900	(25～35) 500～700	(30～40) 300～500

※長伐期施業：主伐林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす施業
 省力化施業：間伐等の回数を減らし、省力化を図った場合の施業

なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

標準伐期齢未満（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	10年
標準伐期齢以上（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	15年

2 保育の種類別の標準的な方法

本表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、植栽木及び競合樹種等の生育状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数、作業方法を検討して実施することとする。

保育の 種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数												標準的な方法 (中仕立て)	備考
		年 1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	15	20		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1							植栽木の高さが、 下草の概ね1.5 倍になるまで行 う。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1								

	アカマツ	1	1	1	1	1								実施時期は、6～8月を目安とする。	
	カラマツ	1	1	1	1	1									
つる切	スギ								1					下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、6月～7月頃を目安とする。	
	ヒノキ									1					
	アカマツ							1							
	カラマツ							1							
除伐	スギ									1				造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。 実施時期は、8～10月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1				
	アカマツ									1					
	カラマツ									1					
枝打ち	スギ									1		1		病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。 実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬とする。	
	ヒノキ									1			1		
	アカマツ														
	カラマツ														

下刈の回数を省略する場合は、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。下刈の終了時期は、大部分の造林木が周辺植生の高さと同程度以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。必要に応じて、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な方法を決定すること。

3 その他必要な事項

(1) 間伐及び保育の基準

花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

(2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

間伐の実施に当たっては、第3の1に示す方法を基準とするとともに、以下を参考とする。

樹 種	仕立ての方法	収量比数 (RY)	備 考
ス ギ ヒノキ アカマツ カラマツ	中仕立て	0. 8	左記の樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は、収量比数 0. 8 を基準とする。初回の間伐については収量比数 0. 7 前後で実施することが望ましい。

収量比数＝（森林の立木の単位面積当たりの材積）／（樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積）

「参考」間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積（RY=0.8 となる材積）

単位：材積 m³ /ha

樹 高	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ	カラマツ
8	1 5 0	1 7 3	1 1 5	9 3
9	1 7 6	1 9 7	1 3 2	1 0 8
1 0	2 0 3	2 2 0	1 5 0	1 2 4
1 1	2 3 2	2 4 4	1 6 8	1 3 9
1 2	2 6 1	2 6 8	1 8 7	1 5 6
1 3	2 9 5	2 9 2	2 0 6	1 7 3
1 4	3 2 3	3 1 7	2 2 5	1 9 0
1 5	3 5 5	3 4 1	2 4 4	2 0 7
1 6	3 8 8	3 6 6	2 6 4	2 2 5
1 7	4 2 1	3 9 1	2 8 4	2 4 3

（３）間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等

１及び３に定める間伐の基準に照らし、本計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料のとおりとする。

第４ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１ 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和 52 年 1 月 18 日付け林野計第 532 号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、

既往の森林施業体系、森林経営管理制度における経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次のとおりとする。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）の区域を別表 1 のとおり定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林を別表 2 のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	ア カ	カ ラ	モミ・	その他	クヌギ・ナラ類		その他
			マ ツ	マ ツ	シラハ	針葉樹	用材用	その他	広葉樹
本町全域	50	55	50	50	60	80	40	25	60

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表 1 のとおり定めるものとする。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）
- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）
- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林/生物多様性保全機能維持増進森林）

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとするが、複層林施業によっては、公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限については、標準伐期例のおおむね 2 倍以上の林齢とした上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

このため、以下の伐期齢の下限に従った施業及びその他施業を推進すべき森林を推進すべき施業の方法ごとに別表 2 に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	ア カ	カ ラ	モ ミ・	その他	クスギ・ナラ類		その他
			マ ツ	マ ツ	シラハ	針葉樹	用材用	その他	広葉樹
本町全域	80	90	80	80	100	140	60	30	100

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域を別表１のとおり定める。

(2) 施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第１の２に示した主伐時期を目安とする。主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が２０ha以下となるようにすること。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的かつ効率的な木材等の生産が可能となる資源構造になるよう努めるものとする。

[別表１]

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(a)1, 2, 3-1, 4～7, 8-1, 8-2, 174, 180, 181, 188, 190～194 林班 ただし、以下の小班を除外する (1い1, 4, ろ1, 2, 6, 7, は1, 2, に1～3, 6, 2は2, 3, 8, に9, 10, 13, 4い1, 2, ろ1, ほ4, 5い4, ろ2, 5～10, は1, 6い3～7, ろ1～5, 12, 13, 174い1～3, 5, 7, 8, ろ2, 4～9, 11, は1, に2, 4, 6～9, ほ1, 2, 6, 8, 9, へ2, 4, と2～11, ち1～8, り1, 2, 4, 6, ぬ2, る1, 2, 4, 5, 7, 8, わ1～5, か1, 4～6, よ1～5, 7～11, た1～5, 180い2, ろ2, 4～6, は1, 181い1～6, 8, ろ1～5, 7, 8, は1～5, 7～10, に1～3, 188い1, 2, 5～7, ろ1, 2, 190い1, 2, 4, ろ1～5, 7～9, は1, 4, 6, ほ2, 3, へ1～5, と1, 3～5, ち1, 2, 4～6, 8, り1～3, ぬ9～11, る10, 191い2, ろ3, 4, に1, 2, 4, ほ1～3, 7～9, へ2, 6, と3, 4, 6～12, ち2, 3, 5,	1, 356. 35

		り 1～3, め 3～5, 8, る 3～5, 7～9, わ 1, 5, か 1, 3～5, よ 1～4, た 2, 3, れ 2～7, 9, 10, そ 1～7, 13, 192 い 3～5, 10, 11, 13, ろ 2～4, 8, 9, は 6, に 1, 5～8, 10, ほ 1, 3, 4, へ 1～4, 6, 7, と 1～7, 9～11, ち 1, 3～6, 193 い 1～3, 5, ろ 2, 4, は 2～4, に 1, 3, 6, ほ 2～4, へ 2, 3, 5, 6, と 3, 5, 6, 194 い 2, 15, ろ 2, 5～15, は 1～13, 15, 16, に 1～3, 5, 6, ほ 1, 3～13, へ 1) (新たに指定された小班) (1 は 3, 2 い 1, 3, 4, 6, 7, ろ 2, 5, 8, に 6, 8, 11, 6 ろ 9, 11, は 1, 5～8, 8-1 い 1, ろ 3, は 2, 174 ほ 4, 5, 180 い 1, ろ 1, 3, 181 い 7, 188 い 3, 4, ろ 3, 190 い 3, ろ 6, は 2, 3, 5, に 1～3, へ 6, と 2, ち 3, 7, め 1～3, 5～8, 12, る 1～9, 191 い 1, 3, ろ 1, 2, は 1～7, ほ 4, へ 1, 4, 5, め 1, 7, 9, る 1, 2, 6, わ 2, 3, れ 1, そ 8～12, 192 い 1, 2, 7～9, ろ 1, 5～7, は 1～5, 7～10, に 2～4, 9, 11, 12, と 8, ち 2, 193 ろ 5, 6, は 1, ほ 1, へ 7, 8, 194 い 1, 3～13, は 14, に 4, ほ 2, へ 2) (新たに除外された小班) (2 に 13, 174 と 11, る 1, 190 は 4, る 10)	
		民有林(a) 1～84, 101～157, 201～228 林班 ただし、以下の県行分収林を除く 73 (4011)	12, 819. 74
		小 計	14, 176. 09
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(b) 1, 2, 3-1, 4～7, 8-1, 8-2, 174, 180, 181, 188, 190～194 林班 ただし、以下の小班を除外する (1 い 1, 4, ろ 1, 2, 6, 7, は 1, 2, に 1～3, 6, 2 は 2, 3, 8, に 9, 10, 13, 4 い 1, 2, ろ 1, ほ 4, 5 い 4, ろ 2, 5～10, は 1, 6 い 3～7, ろ 1～5, 12, 13, 174 い 1～3, 5, 7, 8, ろ 2, 4～9, 11, は 1, に 2, 4, 6～9, ほ 1, 2, 6, 8, 9, へ 2, 4, と 2～11, ち 1～8, り 1, 2, 4, 6, め 2, る 1, 2, 4, 5, 7, 8, わ 1～5, か 1, 4～6, よ 1～5, 7～11, た 1～5, 180 い 2, ろ 2, 4～6, は 1, 181 い 1～6, 8, ろ 1～5, 7, 8, は 1～5, 7～10, に 1～3, 188 い 1, 2, 5～7, ろ 1, 2, 190 い 1, 2, 4, ろ 1～5, 7	1, 356. 35

		～9, は 1, 4, 6, ほ 2, 3, へ 1～5, と 1, 3 ～5, ち 1, 2, 4～6, 8, り 1～3, ぬ 9～ 11, る 10, 191 い 2, ろ 3, 4, に 1, 2, 4, ほ 1～3, 7～9, へ 2, 6, と 3, 4, 6～12, ち 2, 3, 5, り 1～3, ぬ 3～5, 8, る 3～ 5, 7～9, わ 1, 5, か 1, 3～5, よ 1～4, た 2, 3, れ 2～7, 9, 10, そ 1～7, 13, 192 い 3～5, 10, 11, 13, ろ 2～4, 8, 9, は 6, に 1, 5～8, 10, ほ 1, 3, 4, へ 1～4, 6, 7, と 1～7, 9～11, ち 1, 3～6, 193 い 1～ 3, 5, ろ 2, 4, は 2～4, に 1, 3, 6, ほ 2～ 4, へ 2, 3, 5, 6, と 3, 5, 6, 194 い 2, 15, ろ 2, 5～15, は 1～13, 15, 16, に 1～ 3, 5, 6, ほ 1, 3～13, へ 1) (新たに指定された小班) (6 ろ 9, 11, 174 ほ 4, 5, 181 い 7, 188 い 3, 4, ろ 3, 190 い 3, ろ 6, は 2, 3, 5, に 1～3, へ 6, と 2, ち 3, 7, ぬ 1～3, 5 ～8, 12, る 1～9, 191 い 1, 3, ろ 1, 2, は 1～7, ほ 4, へ 1, 4, 5, ぬ 1, 7, 9, る 1, 2, 6, わ 2, 3, れ 1, そ 8～12, 192 い 1, 2, 7～9, ろ 1, 5～7, は 1～5, 7～10, に 2～4, 9, 11, 12, と 8, ち 2, 193 ろ 5, 6, は 1, ほ 1, へ 7, 8, 194 い 1, 3～ 13, は 14, に 4, ほ 2, へ 2) (新たに除外された小班) (2 に 13, 174 と 11, る 1, 190 は 4, る 10)	
		民有林(ｂ) 県行分収林 12(1386, 1950), 18(1748), 19(1824) 22(512, 1255), 26(1520, 1521), 28 (1653), 32(986), 33(986), 46(389) 49(1119, 1825), 53(358, 2004, 5018, 5019), 54(358), 55(1257), 58(1256) 63(689, 1886, 1887), 64(983), 65 (690, 881, 882, 983, 984), 66(883, 982, 1656), 67(1522, 1523), 70(391, 445), 71(390, 985), 72(985), 73 (1388, 1655), 74(601, 602, 603, 1258, 1387, 1654), 75(388, 446) 77(884), 84(1389, 1524), 114(1827, 1888, 1889, 1890), 115(1390), 118 (1888), 120(1122, 1123, 1826, 2006) 121(1120, 1121, 1259, 2005)	228. 73
		小 計	1, 585. 08

	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		県有林(d) 3-1 い 6, ろ 1, 4 に 4, に 5, 6 い 2, 174 い 9, ろ 10, 181 ろ 6
			民有林(d) 201 (26843 の一部), 202 (26841 の一部, 26841-2 の一部, 26841-3 の一部, 26843 の一部, 26843-1 の一部), 203 (26842 の一部, 26843-2 の一部), 208 (26842 の一部), 215, 216 (26842-1 の一部), 217 (26842 の一部, 26842-1 の一部), 221 (26842 の一部)
			小 計
	うち生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		140.70
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 1, 2, 3-2, 4, 5, 6, 174, 180, 181 188, 190～194		2, 121.03
	民有林 1～84、101～157、201～228		12, 823.74
	小 計		14, 944.43

※ 民有林は、地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林。

※ 民有林（b）の外数字は林班番号を、かっこ内の数字は台帳番号を示す。

[別表 2]

区分	施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		別表 1: 県有林(a)に示す区域全て	1, 356.35
			別表 1: 民有林(a)に示す区域全て	12, 819.74
			小 計	14, 176.09
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		別表 1: 民有林(d)に示す区域全て	63.00
			小 計	63.00
	複層林施業を推進す	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	別表 1: 県有林(b)及び(d)に示す区域全て	1, 434.05

	べき森林		別表1：民有林（b）に示す区域全て	228.73
			小計	1,662.78
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

3 その他必要な事項 該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町の森林面積の61%を占める個人森林所有者の多くは5ha未満の小規模で、かつ分散的である。また森林所有者が増加し、境界のわからない森林も急速に増加していることから、このままでは、森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される。

これからの森林においては、適切な森林施業を確保していく観点から、集落単位で、森林所有者、集落リーダー、森林組合等の林業経営体職員、県林業普及指導員、フォレストナー、及び町職員等が参加する会合を開催し、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図る。

また、森林施業の集約化を進め、林業経営の合理化、効率化のため、森林施業の集約化を進め、意欲と能力のある林業経営体等が森林所有者から委託を受けて森林経営計画を作成することを促進するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

小規模な森林所有者が多い本町で、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供や助言、斡旋などを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合、林業経営体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画の作成などを通じて計画的な施業の実施につなげる。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の委託を実施する際には、受託者である森林組合等の林業経営体と委託者である森林所有者等が森林経営受委託契約を締結することとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画期間内（5年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるよう

にすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営などについて適切に設定することに留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、町が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。
- (3) 経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林組合や林業経営体に施業を委託せず、複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組む場合、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定を締結することで、共同化して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進するものとする。これにあたっては、集落単位で森林所有者等、集落リーダー、森林組合等職員、県林業普及指導員、フォレストアスター及び町職員等が参加する会合を開催し、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化にあたっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行うこととする。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者に対して、地区集会等への参加を呼びかけ、森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参加意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ①共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするものとする。
- ②共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にするものとする。
- ③共同施業実施者の一が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にするものとする。

4 その他必要事項

身延、南部地域の森林・林業再生に向け、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため林野庁関東森林管理局、県峡南林務環境事務所、南部町森林組合、身延町森林組合、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターが協力して共同施業団地を設定し、身延・南部地域森林整備推進協定に基づき、路網の整備や森林施業の実施、地域材の利活用の促進に取り組む。（民国連携）

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度（m／h a）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系 作業システム	15 以上	0 以上	15 以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 以上	—	5 以上

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムは、表 1 及び表 2 を参考例として、現地の状況や経営形態等を勘案して選択するものとする。

表 1 低コスト作業システムの分類例（富士川中流地域森林計画書より転載）

①	ハーベスタ＋(グラップル)＋フォワーダ	車両系
②	チェーンソー＋グラップル木寄せ＋プロセッサ＋フォワーダ	
③	チェーンソー＋グラップル(ウインチ)木寄せ＋プロセッサ＋フォワーダ	
④	チェーンソー＋(グラップル)＋スキッド＋プロセッサ	
⑤	チェーンソー＋プロセッサ＋フォワーダ	
⑥	チェーンソー＋スイングヤーダ＋プロセッサ＋(フォワーダ)	架線系
⑦	チェーンソー＋タワーヤーダ＋プロセッサ＋フォワーダ	

表 2 低コスト作業システム選択表（富士川中流地域森林計画書より転載）

地形	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	架線系
		⑥	
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

〈傾斜〉 緩：20° 未満 中：20° 以上～30° 未満 急：30° 以上

〈路網密度〉 密：100m/ha 以上 中：50m/ha 以上～100m/ha 未満 疎：50m/ha 未満

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規定（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日付け 22 林整第 602 号林野庁長官通知）を基本とした山梨県林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、別表のとおりとする。

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長(Km) 及び箇所数)	(利用区域 面積(ha))	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	南部町	思親山	0.8	27		32	
〃	〃	〃	〃	黒金鉢	0.2	68		33	
〃	〃	〃	〃	上古草里	0.4	100		34	
〃	〃	〃	〃	樽峠	1.2	34		35	
〃	〃	〃	〃	貫ヶ岳西	1.2	344	○	36	
〃	〃	〃	〃	鯨野森山	1.2	43		38	
〃	〃	〃	〃	大焼御殿山	0.8	39		37	
〃	〃	〃	〃	地藏峠	5.5	369	○		
〃	〃	林業 専用道	〃	貫ヶ岳西 一号支線	1.6	74		39	
〃	〃	〃	〃	上石合山 一号支線	2.1	138	○	40	
〃	〃	〃	〃	石合一号支線	2.6	40	○		
開設(改築)	〃	林道	〃	上石合山	(3.5)	219		41	
開設合計				(1) 11	(3.5) 17.6	1,086			
拡張 (改良)	自動車道	林道	〃	三石山	0.5	3,710	○		
〃	〃	〃	〃	剣抜大洞	0.5	3,351	○		
〃	〃	〃	〃	佐野峠思親山	0.5	248			
〃	〃	〃	〃	佐野峠樋之上	0.5	130			
〃	〃	〃	〃	佐野峠	0.5	88			
〃	〃	〃	〃	成島	0.5	502			
〃	〃	〃	〃	大焼	0.5	48			
〃	〃	〃	〃	佐野川	0.5	443			
〃	〃	〃	〃	杉の沢	0.5	57			
〃	〃	〃	〃	大嶺平柿元	0.5	274			
〃	〃	〃	〃	上石合山	0.5	219			
〃	〃	〃	〃	下石合山	0.5	53			
〃	〃	〃	〃	栄中部	0.5	119	○		
〃	〃	〃	〃	大峠	0.5	265	○		
改良合計				14	7.0	9,507			

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	(延長(Km) 及び箇所数)	利用区域 面積(ha)	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	南部町	剣抜大洞	4.0	3,351			
〃	〃	〃	〃	大焼	1.0	87			
〃	〃	〃	〃	大森鉤取	1.0	268			
〃	〃	〃	〃	成島	1.0	502			
〃	〃	〃	〃	大埜塩沢	1.0	518			
〃	〃	〃	〃	杉の沢	1.0	57			
〃	〃	〃	〃	大嶺平柿元	1.0	274			
〃	〃	〃	〃	佐野川	1.0	443			
〃	〃	〃	〃	細久保	0.5	60			
〃	〃	〃	〃	貫ヶ岳西	1.0	344			
〃	〃	〃	〃	上石合山	0.5	219			
〃	〃	〃	〃	下石合山	0.5	53			
〃	〃	〃	〃	峰	1.0	108			
〃	〃	〃	〃	下野石神峠	1.0	191			
舗装合計				14	15.5	6,475			

注1 開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載する。

注2 拡張にあつては、舗装又は改良の別を種類欄にかっこを付して併記する。

注3 都道府県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む。）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨記載する。

注4 位置欄は字、林班等を記載する。

注5 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載する。

注6 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。

注7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の計画箇所欄に〇印を記載する。

注8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

注9 かっこが付された項目の記載は任意とする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

南部町が作設した基幹路網については南部町を管理者とし、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理する。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

木材の効率的かつ継続的な搬出には、森林作業道の整備が不可欠である。本町ではこれまでも作業路網の開設に積極的に取り組んできたところであるが、今後、高性能

林業機械の導入を図り、より効率的な施業を行うため、これまで以上に森林作業道の整備に取り組むこととする。

開設にあたっては、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け森整第656号林野庁長官通知)及び山梨県森林作業道作設指針に基づき、現場の状況に応じて、できるだけ簡易で長持ちする(維持修繕コストがかからない)構造とする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

山梨県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の個人森林所有者の大部分は5ha未満の零細所有者であり、かつ分散的であるため、生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である。従って、森林施業の集約化を進めるに当たっては、意欲と実行力のある林業経営体等による森林経営の集約化、並びに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、林業専用道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

①林業労働者の育成

林業労働者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、林業への意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を保証することが重要である。そのため林業労働者の社会保険等への加入の促進、通年雇用や月給制の導入、就労施設の整備など労働条件の改善及び雇用の安定化に努めることとする。

また、各種研修を実施して、新規就労者の技術向上をフォローする体制を整備するものとする。

②林業後継者の育成

農業を含む農林業後継者は労働過重による労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では大きく増加することは期待できない。このため、林業の担い手として森林組合等の林業経営体への期待が大きくなっており、林業経営体が地域の森林整備の担い手として安全作業を第一とし、安定した経営ができるように育成強化に努めることとする。

また、県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓については町として検討することとし、林業経営の活性化を高めるようにする。さら

に、各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、特用林産物の開発に努めることとする。

(3) 林業経営体の体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合をはじめとする林業経営体においては、森林所有者と施業の長期受委託契約による事業量の確保、また合併や連携、経営の多角化による事業の拡大を図ることによる就労の安定化を図るものとする。

また、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、広域就労の推進等による雇用の通年化に努め、併せて林業者の定住化を促進するものとする。

さらには、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

町内の林業経営体は、高性能林業機械を使用しているが、地形・環境によっては、チェーンソー、林内作業車、小型集材機による作業が中心となり、その生産性は高いとは言えない状況にある。このような状況の中、労働生産者及び安全性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、林業の機械化を更に促進することが必要であり、高性能林業機械を主体とする作業システム等を勘案し機械化の促進に努めるものとする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作 業 の 種 類		現 状 (参考)	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造 材		チェーンソー	チェーンソー + プロセッサ ハーベスタ
集 材		林内作業車 小型集材機	林内作業車 グラップル (ウインチ) 小型集材機 スイングヤーダ
造 林	地 拵	チェーンソー	チェーンソー グラップル クラッシャー
保 育 等	下 刈	刈払機	刈払機
	枝 打	人 力	リモコン自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

- ①施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業の集約化により、事業量の確保を行うものとする。
- ②高性能林業機械をはじめとする車両系機械の導入を前提とした作業路網の整備を行うものとする。
- ③高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械の能力を最大限活用できるようオペレーターの資質向上を図るものとする。
- ④林業普及指導員、フォレスター等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせの検討を行うものとする。
- ⑤高性能林業機械の購入が難しい場合は、リース機の活用を検討を行うものとする。
- ⑥場合によっては他の森林組合及び事業体と共同による機械の購入検討を行うものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、森林資源量が充実しているにも関わらず、生産流通の担い手不足や木材利用の取り組みが不足しているため低迷している。

製材工場は、南部町森林組合においては機械も充実化され個人経営製材所と連携をとりながら木材流通の拡充並び規模拡大を図っていきたい。

木材の流通に対する施策としては、南部町内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針に基づき、公共建築物の木造、木質化の促進、木質バイオマスの利用等の促進に努めるものとする。

素材生産に対する施策としては、利用間伐を中心にその計画的な実行を図り、間伐材の搬出に努め、公共土木工事等における新たな需要の開発化を検討し、間伐材の有効利用を促進する。

平成21年には南部町森林組合が生産する町産のスギ・ヒノキ材が「南部の木」として特許庁から地域団体商標登録に認められブランド化され、また、町森林組合が運営する木材共販所は、富士川中流域唯一の原木市場であり、毎月1回の市が開催され、町内外、県外からも多数の買方が訪れており、このような地域の特質を活かしつつ、県有林のFSC認証や県産材認証制度も有効に活用することにより、下流域にある静岡地域や、大口市場である中京方面への素材流通の需要拡大を目指していく。

木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林差物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は次表のとおりとする。

施設の種類	現 状 （参考）			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
原木市場 製材工場	南部拠点施設	1 式					

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図る目的としてニホンジカからの被害を防止するために、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて実施することにより、被害の拡大を防止するものとする。特に人工植栽を必要とする箇所については、防護柵の設置等の対策を講ずるとともに補助事業を有効に活用しながら森林整備を推進するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布等の植栽木の保護措置の推進、また、野生鳥獣の餌となる葉や実のなる木を奥山に植栽する等、野生鳥獣の為の環境づくりも推進する。

その際、関係行政機関等や、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図り、設置コストの抑制に努める。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃、まき狩り等銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査や区域内で森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報収集等やドローン等により確認を行うものとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図るものとする。

[別表3]

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積（h a）
ニホンジカ	県有林	1～8-2, 174, 180, 181, 188林班	10,696.48
	民有林	3, 4, 6～37, 39, 40, 43, 47～84, 107～109, 111, 113, 119～120, 124～129, 136～139, 141, 143, 201～225, 228林班	

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。

松くい虫被害対策については、森林病虫害等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。

また、ナラ枯れについては、令和元年11月に本町での被害が確認された。被害拡大防止のため、防除に努め、被害拡大の未然防止を図るものとする。また、被害を早期に発見できるように、特に被害の発生しやすい梅雨明けから10月頃にかけて巡視活動を行うなど、被害調査の強化に努める。

なお、森林病虫害のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、森林所有者の理解を得ながら、伐採の促進に関する指導を行うこととする。

(2) その他

森林病虫害による被害の未然防止や早期発見等のため、県や森林組合、森林所有者等との情報の共有など、連携に努めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、第1の1(2)に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

特にツキノワグマによる剥皮等の被害が発生している地域については、剥皮対策等を講ずるとともに、関係機関等と連携し、生息状況、被害実態、捕獲等の情報を共有し、効果的な被害予防対策に努めることとする。

また、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を強化することとし、被害が発生した場合は、関係機関等と連携し、効果的な被害予防対策に努めることとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けを図るための緩衝帯の整備を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、冬～春にかけての山火事の発生しやすい時期を中心に山火事防止パトロールを恩賜林保護組合にも協力してもらい実施し、地域住民や入山者に対する防火意識啓発等を行い、未然防止に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、森林法、南部町火入れに関する条例等、関係法令を遵守する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

該当なし

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班		区域面積（h a）
南部 1	県有林	6 林班	1,204.53
	民有林	7～17 林班	
南部 2	県有林	7,8-1,8-2 林班	2,108.16
	民有林	18～39、42、43 林班	
南部 3	県有林	なし	495.01
	民有林	1～6,40,41 林班	
南部 4	県有林	181 林班	1,646.13
	民有林	44～59,77～79 林班	
南部 5	県有林	174,180,188 林班	2,165.77
	民有林	60～76,80～84 林班	
富沢 1	県有林	1,2 林班	2,866.20
	民有林	117～121,201～227,林班	
富沢 2	県有林	3-1,3-2,4,5 林班	1,783.94
	民有林	101～116 林班	
富沢 3	県有林	なし	2,174.60
	民有林	122～157,228 林班	
富沢 4	県有林	190～194 林班	966.00

	民有林	なし	
--	-----	----	--

※ 民有林は地域森林計画対象森林のうち県有林以外の森林であり、植樹用貸地は民有林に含まれる。

(2) その他

森林経営計画の策定に関しては次に掲げる事項について適切に計画すること。

- ①Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適切な更新が困難な森林においては、主伐後の植栽
- ②Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④Ⅲの森林の保護に関する事項。なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林については森林経営計画の作成に努めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

里山に竹林が多く、近年所有者の高齢化が進み荒廃竹林が増加している。この荒廃した里山や竹林の整備を推進し、竹材の有効利活用、特産品である筍の生産量増加を目指し、地域振興につなげる。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

ボランティアによる植樹運動を実施することにより、山の仕事に接することの少ない人に森林を身近に感じてもらうとともに、森林の重要性を再認識してもらう。

また、森林を木材資源として活用するだけでなく、森林が持つ有益な機能を活用するために、本町では町内の小中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、各種イベント中に森林体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

本町では南部町緑化推進委員会及び南部中学校で緑の少年少女隊が結成されており、地元地区の緑化に貢献している。

また、県や町で行う各種イベントを通じて、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むように、森林づくりの住民参加を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していく。

7 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 保安林の施業方法

森林法第33条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可(森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合または同法第34条の3第1項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出)が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとにさだめられているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	1) 原則として伐採種の指定はしない。但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあるものと認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。(その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐とする。) 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の現度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防止備保安林	1)原則として択伐とする。但し、保安林施設事業の施行地の森林で地盤安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。また、地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種の指定はしない。 2)主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3)間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1)伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2)択伐により伐採することができる立木材積の限度度は、注2による。 3)間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1)満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2)伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年の初日から起算して2年以内に植栽するもの。 3)指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水害防備保安林	1)原則として択伐とする。但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2)主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3)間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1)択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 2)間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
保健保安林	1) 原則として択伐とする。但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望からの視界外にあるものにあつては、伐採種の指定はしない。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注 1 による。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1 箇所当たりの面積の限度は 10ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注 2 による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注 3 によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1) 満 1 年生以上の苗を、おおむね 1ha 当たり伐跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注 4 により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所であること。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が 10 分の 3 を超えるときは、10 分の 3 とする。

(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または〈附録式〉により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が 10 分の 4 を超えるときは、10 分の 4 とする。

〈附録式〉
$$\frac{V_0 - V_s \times (7/10)}{V_0}$$

V_0 : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

4 植栽本数は、おおむね 1ha 当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000

本を超えるときは、3,000本とする。

基準となる植栽本数＝3,000×(5/V)^{2/3}

V：当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ha当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

前期算出に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

V ^{2/3}	5	6	7	8	9	10	11	12
(5/V)	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V ^{2/3}	13	14	15	16	17	18	19	20
(5/V)	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5 標準伐期齢は南部町森林整備計画で定める標準伐期齢による。

イ 保安林施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。但し、森林法第44条で定められた場合を除く。

ウ 自然公園内の施業方法

①国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第20条第3項及び第21条第3項により国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森 林 施 業 方 法
特 別 保 護 地 区	禁伐とする。 但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のため保護地区に必要と認められるもの、病虫害の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。
第 一 種 特 別 地 域	1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 3) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。

第 二 種 特別地域	1) 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によるものとする。 2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、薪炭林を除く。)は原則として単木択伐法によるものとする。 3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とする。 5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ① 一伐区の面積は 2ha 以内とする。 但し、疎密度が 10 分の 3 より多く保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 ② 伐区は更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。
第 三 種 特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

②県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然公園条例第 20 条第 4 項の規定により知事の許可が必要である。

- エ 砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第 4 条及び山梨県砂防指定地管理条例第 2 条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第 2 条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐 採 の 方 法	(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐とする。なお、溪流に沿った両岸 20m 幅以内の区域及び溪流両岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあつては、伐採種は指定しない。 (2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が 10ha を超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるもの

	とする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。 (3) 伐根の掘り起こしは原則禁止とする。やむを得ず伐根の掘り起こしを行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。
伐採の限度及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

オ 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

カ 鳥獣特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項により環境大臣または、知事の許可が必要である。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森林施業方法
伐採の方法	原則として伐採種の指定はしない。 但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。 また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。
伐採の限度	皆伐できる伐採の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。

キ 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

ク 自然環境保全地区等の施業方法

①景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合は、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。また同条例第23条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

＜山梨県自然環境保全条例規則（第11条）で定める基準＞

- a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%
- b その他の場合：択伐対象面積 300 m²

②自然活用地区

自然活用地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条1項により知事に届出が必要である。また条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

＜山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準＞

- a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 20%
- b その他の場合：伐採対象面積 2,500 m²

③自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

（2）森林施業の技術及び知識の普及・指導

森林施業の円滑な実行確保を図るため、町林務担当部局、林務環境事務所、県森林総合研究所、森林組合等の林業経営体との連携を密にして、森林施業に関する新技術の普及啓発に取り組み、森林所有者に向けては、林業経営及び森林管理に関する普及・指導に努めることとする。

（3）町有林の整備について

現在は人工林を中心に1,469haの森林を所有しており、人工林については、森林組合に保育、間伐等を委託し実施している。また、高齢級の箇所においては長伐期施業を推進し現状に即した森づくりを行っていく。

（4）公民連携木質バイオマスガス化発電事業について

公民連携木質バイオマスガス化発電事業は、南部町内のアルカディア南部総合公園スポーツセンターの敷地内に、民間企業により木質バイオマスガス化発電施設（熱分解方式）を建設し、豊かな森林資源を有する南部町及び近隣地域から間伐材由来の木質バイオマス資源を調達して発電事業を行いつつ、発電工程で得られる排熱はスポーツセンター内に併設されている温水プールの保温用熱源、並びに間伐材由来の木質チップの乾燥用熱源として発電所内で利活用され、災害時には木質バイオマスガス化発電施設から電気を送電する「非常用電源」の仕組みも取り入れる計画となっている。当事業の燃料となる未利用材を安定的に確保する体制を整えていく。

（5）森林化した農地について

適切な管理がされず耕作が放棄されている農地の中には、森林の中に介在し、あるいは農地と森林との境界に位置し、現況森林となって周囲の森林と一体化しているものが多い。これらの農地の内、自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当であると認められるものについては、農地法等による手続きを行い、地域森林計画対象森林に編入した上で、森林整備を進める事を検討することとする。